

文字の異同あるいは通用

—万葉集の校訂をめぐつて—

乾 善彦

両者の校訂態度の違いは、その凡例によつておおむね知られる。塙書房版では、校合に際して底本の本文の取り方、本文というものの理解を、次のように明確に規定している。

一 校合を加える際、本文に見せ消ちその他、記号を付して改定がなされているものは、別筆による加筆（貼紙・欄外にあるものをも含む）でも、改められた方の形によつた。これに対して、桜楓社版では、

底本本文には同筆による書き直し、見せ消チ、補入、貼紙などの訂正があるが、これらは必要に応じてそれぞれ、西訂・西補・西貼紙として示した。

というように、書き直し、見せ消チ、補入、貼紙などをできるだけ底本の通りに注記しようとする。その結果が次のような脚注になつて表われる。

現在、万葉集のテキストとしてよく使われる、塙書房版の万葉集と桜楓社版の万葉集⁽¹⁾とを比べてみると、同じく西本願寺本を底本としながら、そして校訂本文にはそれほど差がないにもかかわらず、校訂態度の違いからか、脚注に示された校異あるいは校訂注記が相当異なつてゐる。

武（元類紀西訂）一哉 ①五九 〈見セ消チによる、塙本注記せず〉

兄（類細西訂）一原字不明 ②一九六 〈原字の上になぞつて訂正、塙本注記せず〉

与（元西貼紙一於）④五一八 塙本〔「於」元ニヨル一「与」〕

泉（類細西傍書一白水）③二五二 塙本〔「白水」類細二ヨル一「泉」〕

これらからは、塙書房版が底本のあり方について筆者の理解に近付こうとして底本の性格を規定するのに対し、桜楓社版はわれわれの目の前にある底本の状況ができるだけそのまま忠実に記そうとしたことがうかがわれる。

「字体」に関しては、次のような態度の差が見られる。

一 底本のみの誤字で、しかも脚注にわざわざ作字してまで再現する必要のないものは採り上げなかつた。（埼一岸②一三五、能一能⑯三六二七）また、底本だけの筆癖、特殊な通用字（船一舡、折一析、年一羊）も一々ことわらなかつた。

一 字体に関しては、左の要領に従い、なるべく底本の字に近いものを現わそうと努めた。

文字の異同あるいは通用

(1) 底本の異体字・略字で、いわゆる新字体に一致するものは採用する。（道・飯・青・羽・戸など）

(2) 底本に旧字体で書かれてあるものは、旧字体に従う。（賣・藝・氣・國・戀など）

(3) 底本に二通り以上相異なる使用があつて、それぞれかなり頻度の高いばあい、必ずしも統一しない。（氐一豆・低一𠂇・胸一胷・群一羣・與一与・萬一万・辨一弁）

(2)の項略)

(3)元来別字であるが、ほとんど通用と見てよい文字は、改めるばあいも、特に校異を示さない。（己一巳一巳・于一千・壯一牡・且一旦）

(3)の項略)

（塙書房版）

ここで塙書房版は、例を挙げながら校訂の態度を詳しく述べている。これに対して桜楓社版は、

本文の字体は底本に従うことを原則としたが、印刷その他事情で異体字・慣用字・略体字などを改めたものがある。とするのみであり、この差が脚注の量にそのままつながつてゐると思われる。塙書房版にいう「底本だけの筆癖、特殊な通用字」（年一羊など）や「元來別字であるが、ほとんど通用と見てよい文字」（壯一牡など）は、桜楓社版ではいちいち脚注として示さ

れることになる。その結果、桜楓社版では、脚注の量が多くなるだけでなくその異同の性格も多様なものが含まれることになる。
凡例の量（塙書房版六ページ、桜楓社版三ページ）によつても見当はつくが、塙書房版が本文を校訂するという態度が強いのに対して、桜楓社版は本文を復元しようとする態度が強いのかどうか。

筆で書写されたものを活字に移す場合、全く同じ「かたち」に移すことができるのは当然である。異なる「かたち」の文字を、自分たちの規範に照らし合わせて、われわれは同じ文字だと判断しているのである。活字によつて示された「かたち」は、一応校訂者の判断であり、規範であると理解できる。

ただ、凡例や脚注によつて示されるような、校訂の態度によつては、校訂者の判断にいくばくかの差が生じることになる。例えば、「標一標（①二二）」を校異として示すかどうかは、校訂者が同じ字と見るかどうかという判断である。桜楓社版ではこれを異なる字と見なし、塙書房版ではこれを同じと見なしたと理解できる。また「沾一沾、文一父」などを筆癖とする判断、あるいは「壯一牡」などを通用とする判断も、同様である。塙書房版が底本の規範を重視するのに対し、桜楓社版では底本の「かたち」を重視するといった差がある。とすると、われわれにとつて文字の

「かたち」を判断するあり方は、実は、人によつて異なるということになる。ここには文字の同定という面からは、校訂態度の違いだけでは済まされない問題を含んでいるように思われるのである。

校訂の方針によつて文字の同定の基準が変わるという事実を知る時、われわれは、テキストに向う姿勢にある種の不安を抱かざるをえない。われわれがテキストを読むのはどういう行為なのかもと。われわれは本当にテキストに書かれた文字が読めるのかと。

二

かめいたかし「古事記はよめるか」⁽²⁾は、古事記の訓読に対しても極めて示唆的な議論を開いた。それはわれわれにとつて文字（漢字）で書かれたものを「訓む」とはどういうことか、文字の「訓（ヨミ）」とはどういうものなのかを、古事記を訓む以前にもう一度問い合わせする。古事記の訓読においてこの共通認識がなければ、古事記の訓読は議論として成立しない。古事記研究の歴史の中でも、きわめて重要な提言であった。万葉集においても、池上頼造「万葉集はなぜ訓めるか」、かめいたかし「万葉集は訓めるか」が、万葉集の訓読を通じて万葉集の性格に迫っている。⁽³⁾しかし、池上氏やかめい氏がこのように問い合わせるまえに、わ

れわれにはもう一つ手前の基本的な事項に対し、共通認識を持つているのかどうかを問い合わせる必要があつたのではないか。それは、われわれにははたして文字が読めるのかという問い合わせである。

例えば、拙稿「同形異字小考」(『国語文字史の研究』一九九一・一〇予定、以下、前稿と呼ぶ)に取り上げた同形異字という問題がある。

本来、文字は言語の(あるいは文字列の)中で他との示差機能を発揮し、従つて、同じ「かたち」であつても文脈によつて異なる文字と認識される(例えば「口ー口ー口」)のだが、場合によつては同じ「かたち」の異なる文字に読み誤られることがある(例えば「舟ー舟、鳥ー鳥」)。また、現代に例を取るなら、「万」と「萬」と同じ字と取るか違うと取るか、あるいは、「芸(ゲイ)」と「芸(ウン)」とはどうかなどは、個人差がある。

これらの現象を明確に捉えるためには、文字の同定のあり方を検討する必要がある。先に示した、標一標、年一羊、社一社などはもとより、加一可、川一河のような同音・同訓の異同まで含めて、書写者がどの字とどの字と同じと認識していたか、また異なる字と認識していたかが問題となる。異体字とか通用字といった認識のあり方は、われわれの持つているのとは当然異なる。われ

われ自身でさえ、個別に見れば、場面によつて微妙に異なるのである。⁽⁴⁾

前節に見たような、万葉集における本文校訂という作業での、依拠する本文に対する態度の違いは、文字の同定意識の差異という点で、まさにわれわれには文字が読めるかという問い合わせの意義を如実に表わしている。これが前稿に残された課題でもある。二本間の文字の同定の作業は、一つの本に対するわれわれの規範との同定の作業に対応している。はたしてわれわれは書写者の文字意識にどこまで迫ることが出来るか、それは同時に、われわれには文字が読めるかという問い合わせとなる。そこから出発して、本文校訂のあり方を考えねばならないのではないだろうか。

三

異なる二本を比べて、まずわれわれの前に立ちはだかる問題は、同じ場所にある二つの文字が同じかどうかという判定である。その際、われわれにははたしてそれらが同じかどうかを判定する明確な基準、あるいは共通理解があるのであろうか。さらにそれが、われわれの規範にどう対応するのかといった判断も問題である。それらは当然、校訂者の判断に任される。しかしながら、先にみたように、それは一定ではなく、実はその判定は容易なことでは

ない。

例えば、校本万葉集の首巻にあげられた「校異を出さざる異体字ならびに通用字の表」に掲げられた文字の「かたち」は、はたしてこれを同字と認めるのか別字と認めるのか。あるいは、異体字といい通用字というのはどういう基準でもつて区別されるのか。残念ながらその点については何も触れられていない。もちろんこれは、ひとつ校本万葉集だけの問題ではなく、後々の校本あるいは翻刻にいたるまで明確にされてはいないのだが。

異体字なり通用字という術語の規定について、これまでも言及されなかつたわけではない。⁽⁵⁾さらに、字体や字形についても最近いくつかの言及を見る。⁽⁶⁾ところが、実際、例えば万葉集の校訂を試みる時、それらの議論が直接適用なり応用なりがしにくい現状がある。われわれは、異体字なり通用字といった術語について、校訂という作業に関わる形で検討しておく必要があるのでないだろうか。

書写された文字の異同について、徐仲華「談写別字」⁽⁷⁾では次のように分類する。

- I. 写了錯字（筆画や結構を写し誤つて、既成の文字の形にならないもの）
- II. 写了別字（誤つた結果が別の文字と同形になつたもの）

1. 因形似而誤的字（形が似ている別字）

2. 因讀音相同而誤的字（読み音が同じ別字）

3. 因音同形似或音近形似而誤的字（音が同じで形が似ている、あるいは、音が近くて形が似ている別字）

1と2以下とで漢字音を分類の基準にするところは、そのままわが国の場合にあてはまらないが、2以下がいわゆる通用字に相当しよう。

当しよう。

さらに、陸宗達・王寧『訓詁方法論』⁽⁸⁾では、「異文」について、次のようにまとめている。

- A. 同源通用字
- B. 同音借用字
- C. 伝抄中的訛字
- D. 異体字
- E. 可以互換的同義詞

ここでは、Cが先のIあるいはIIの1に相当し、その他のいわゆる通用字にA B D Eの四類を設ける。

あきらかな誤写、これも認定は難しいけれど、その場所にはありえない文字の「かたち」が表われる場合にはある程度容易に認定できる、そんな誤写は別として、そうでない場合、われわれの

文字意識とその写本の文字意識との間には、当然認定に差がある。

例えば、Iの場合には異体字との関係が問題になる。塙書房版

が「底本のみの誤字」と認めた埴（埼）や能（能）の扱いの妥当性は、「底本だけの筆癖、特殊な通用字」（船—舡、折—析、年—羊など）との関係（つまりIIの1との関係）で考えられなければならない。それはCなのかDなのかの区別に関わる。

また、IIの2などは、万葉集の場合、音仮名の異同（可—加、吉—伎など）に相当しよう。あるいは読音を我が國の訓に相当させた場合には、川—河、思—念などの同訓異字に関わることになり、そうなるとIIの4やEとの関係が問題になつてくる。また、度—渡、舟—船などは、AとEのどちらにも含まれ得よう。

さらには、A・Bにみえる「通用・借用」をどう考えるかという問題がある。「通用」についても中国では、いろいろと分類が試みられている。

たとえば、余心楽「論通用字」⁽⁹⁾では、「二字同音或音近、有相同意義」を通用字とし、それを、

仮借・通仮

古今字

異体字（ただし「異体字不是相通而是相同」ともいう）

に分けており、「通用」の中に「借用（仮借・通仮）」を位置付け

ている。また、劉又辛「談談仮借字・異体字・古今字和本字」⁽¹⁰⁾でも「通」を、

同源字（分別字・区別字とも）

異体字——音義相同

仮借字——音同義異

に分け、同源字（同源通用字）と仮借字（同音借用字）とを区別しながら、やはりそれを「通用」の中に位置付けている。また、両者とも異体字を同列に扱うが、異体字（音義相同）と仮借字（音同義異）とは、義が同じかどうかの差であり、それは余心楽がいうように「不是相通而是相同」と考えると、同じ字か異なる字かの判断の問題に発展する。とすると、これは「通用」という用法の問題とは区別されねばならないだろう。また、古今字、同源字などと、通時的な側面が入りこみ、その点で他とは区別される。これも問題であろう。今一度、我が国における漢字の用法に即して整理しておく必要がある。

四

異文、つまり二つの文字の異同を、形・音・義の三要素の相同に求めるならば、

①形・音・義相同

III. 異形異字

a 通用字

音通⑥（音あるいは訓同、形・義異）

訓通⑦（義あるいは訓同、形・音異）

b 誤字⑧、譌字

IV. 同形異字⑤（形同、音・義異）

これによると、異体と通用とは同字意識、別字意識の差ということになる。つまり、異体とは文字体系内の要素の問題であり、通用とは文字の運用の問題なのである。ただし、後に述べるように同字意識、別字意識は連続する面があり、その区別は實際には判断が難しい。その判断の基準はいまだ明確にしえないが、異体字の研究の進展によつて、ある程度判断が出来るようになると思われる。今は今後の課題とせざるをえない。

II. 異形同字では、その「かたち」が、字体の違いか字形の違いが問題となる。同字で字体の異なるのが「異体字」（萬一万、辨一弁など）であり、單なる字形の異なりは同字体の異なる「かたち」と見なされる（文一父、沾一沽など⁽¹⁾）。ただし、これは字体と字形の定義に関わる。そしてその定義も人それぞれ微妙に違⁽²⁾いがある。字体と字形との関係を、音韻論における音韻と音声との関係に相当させる見方があるが、それでも音韻の定義がやはり

同字意識の面からは、次のように整理できよう。

同字意識

I. 同形同字①

II. 異形同字

異体字④、あるいは同字体の異形

別字意識

ゆれているのとまさにパラレルの関係にあるといえよう。ここでは、詳しく述べることはしないが、字体を文字の形の規範意識として考えておく。

「字体」の問題としては、正・俗・通、古・今、繁体・略体あるいは増画・省画などの区別があげられる。これらの異体字については、塙書房版も桜楓社版も異同はあげないのを原則としている（塙書房版の凡例参照）。通用と考えられる文字は異同をあげ、できるだけ古い形を採用するのとは対照的である。

「字形」の問題としては、吉一告、武一哉などの形の近似による誤字は別として、書写の際の運筆による異形（沾一沾、年一羊、文一父、旦一且、楣一檻など）がある。桜楓社版ではこれらの異同をいちいち注記するが、塙書房版の判断が適切であろう。さらに、「かたち」の問題としては、前稿で取り上げた、字形の近似による通用（鳥一焉、己一巳一巳、従一徒一従など）や偏旁の通用（木偏と手偏、獸偏の通用など）など、同形異字の問題につながっている。すくなくとも筆者の意識としては、われわれが現在の基準で別字と考えるほどの違った字は書いていないと思われるのである。

通用字は、さらにヨミの面から、次のように整理できる。ただしこの場合、訓の扱いが注意される。わが国の訓は音と義の両面

を備えていると理解せねばならない。

①同音による通用

阿一安、可一加、都一追など（借音仮名）

可一香、多一田、奈一名など（借音仮名と借訓仮名）

②同訓による通用

河一川、思一念、君一公など（正訓）

獨一借、細一妙など（正訓と借訓仮名）

これらは、実は異体字と同じように、小島憲之、井手至両氏によつて指摘されたよう⁽¹³⁾、筆者の筆癖による場合が多い。にもかかわらず、塙書房版の凡例に見るよう異同の扱いかたが異なるのはまさに、われわれにとっての同字意識の問題なのだと理解できよう。本文異同のあげ方に搖れが見られるのも、このあたりの事情による。これらの中には、時代・位相によつて採用される「かたち」が規定される場合もある。⁽¹⁴⁾

異体字も含め、両テキストに示された校異は、その多くがこのような異文である。塙書房版では、これらについて、

訓に影響がないばあいでも、他の古写本の字面が恐らく古いと思われるときは、それを採用した。

といった処理を施している。桜楓社版でも言明はされていないが、ほぼ同様の処理が施されている。その方法は、すでに小島、井手

両氏によつて示された通りであり、万葉集本文再建の一つのありかたを示したものと理解できよう。⁽¹⁵⁾ しかしながら、現存諸本によるかぎり、この方法にも限界のあることは、いなめない。また、そのまま原本の姿に遡れるものでもない。正倉院文書などの当代資料による文字の「かたち」の研究の積み重ねが、ある程度この限界を補うことになるが、これにも限界があるう。「古いと思われる」かたちを採用することの意味も、もう一度考え方でよい。

五

ところで、異体と通用との間でゆれる一群がある。「かたち」の類似する、あるいは文字構成要素を共有する、次のような一群である。

②偏旁の有無の違い

- ①佐—左、理—里（同音による通用）
- ②渡—度、船—舟（同訓による通用）
- ③偏旁の相違による違い

- ①ア、伎—岐、怒—努（同音による通用・音符同イ、鍾—鐘（同音による通用・音符異）
- ②ア、波—浪、超—越（同訓による通用・義符同音異）
- このうち、一と二の区別は微妙であるが、一の「義近」が「義同」と解釈されれば結果的には異体字となり、そうでなければ二

- イ、嘆—歎、埼—崎（同訓による通用・義符異音同）
- ウ、潮—湖、糠—梗、摺—揩（その他）
- ◎その他

イ、点画の小異 大—太、小—少

- Ⓐ偏旁の有無の違いは、先に見た中国における異文の整理のうちの「同源字」「可以互換的同義詞」に相当する。基本的には別字と理解されるが、増画・省画といった異体字、つまり同字別体と解釈することも可能である。これはⒷイにもあてはまる。まさに通用と異体との中間に属する、客観的には別字同字の意識を判定しかねる一群である。Ⓑアは、通常異体字と理解されるものである。

Ⓑ偏旁の相違による違いの①アと②イとは義符の通用と理解される。韓耀隆『中国文字義符通用釈例』⁽¹⁷⁾では、義符の通用を次の三つに分ける。

- 一、義近通作（イ—走—足、目—見など）
- 二、義異或作（示—肉—馬、刀—金など）
- 三、形近譯作（手—木—犬、目—肉など）

と合わせて通用字と考えることができる。いすれにせよこれらは、
基本的には「同源字」の偏旁添加（いわゆる区別字）に準じて考
えられよう。双方とも、類義で同じ構成要素を共有する異字とし
て、通用していると見なされる。さらに、三は義符の意義が異な
つており、本来は異なる字でありながらその「かたち」の近さに
よつてのみ同義となつてゐる。いはば、同形異字の現象を現出し
てゐるのである。これらは音が共通する点でやはり異体字と考え
る余地を持つてゐる。特に②イは音訓が同じであり、まさに異体
字の関係、音義相同形異の関係にあるといえよう。

これらに比して⑥⑦アはどちらかというと別字の意識が働いて
おり、むしろ川一河、思一念などに連続してとらえられる。⑧⑨
にもこのような面がある。

⑤の①イと②ウとは、以上の一群とはやや性格を異にし、それ
ぞれの歴史的な用字傾向を明らかにしなければならない。一部言
及がなされているが、これから課題である。⁽¹⁸⁾

このように、偏旁や小異に関わる一群の文字の異同は、通用と
異体との間で連続的に捉えられるが、このような異同は広く諸本
の間に認められる。これらは基本的には同音あるいは同訓を原則
としておりヨミに変わりはないのが通常であるが、本文の取り方
によつては時としてヨミに関わつてくる場合がある。

二)
或者之 痛情無跡 将念 秋之長夜乎 寢臥耳 (⑩一二三〇

初句を西本願寺本、類聚古集などは「惑人（ワビビト）」（類聚
古集は付訓せず）とし、元暦本、紀州本では「或人（アルヒト）」
とし、現行の注釈でも訓みが一定しない。同様の例は、卷九・一
八〇一にも、

「或人（アルヒト）」（元暦本、紀州本、類聚古集）

「或人（ワビビト）」（西本願寺本）

「惑人（ワビビト）」（版本）

とあり、やはり訓みが一定しない。訓に問題はなくとも「或一
惑」の異同は、卷一・一九九（マドフ）、卷四・六七一（マドフ）、
卷五・八〇〇詞書（一情）にも見える。この通用は「成一盛」と
同じく伝統的に見られるものであるが、にもかかわらず、文字の
通用を考えると、訓の定まらない場合のあることが指摘出来よう。

天漢あまのがは 水左閉而照みずさへにてる 舟竟ふねはて 舟人ふねなるひと 妹等所見寸哉いもとみえき

(⑩一九九六)

第二句から第四句にかけて諸注ヨミが一致しない。温故堂本が
「竟」を「競」とする。ヨミの一一致しない原因はこの文字による
わけではないが、武田全註釈は「フナギホヒ」とする。西本願寺
本では卷一・三六、卷二・一九九、卷一六・三七八六詞書に

「競」を「竟」とするのが見える。これも「竟」を「競」の省画と見る可能性が文字の面だけからはあるといえよう。

秋野之 草花我末 鳴百舌鳥 音聞濫香 片聞吾妹

(10)一一六七)

第四句「音聞濫香」の「濫(ラム)」を、元暦本、類聚古集、紀州本は「監(ケム)」に作る。ヨミには関わらないが、卷九・一七一八では「尔監(ニケム)」を藍紙本、伝壬生本、西本願寺以下が「尔濫(ニケム)」に作る(藍紙本、伝壬生本は付訓せず)。「監—濫」の異同は他に卷十一・二六〇七(在一、アルラム・アリケム)、卷十二・二九四七或本歌(西本願寺本のみ「濫(ケル)」)にも見え、卷九・一七一六では桜楓社版が諸本「経濫(ヘヌラム)」を「経監(ヘニケム)」に意改している(紀州本は「監」のようにも見える)。

借音仮名の場合は、音を共有するのでこのようなことは起こりにくいが、他にも「努・怒・弩—奴」の異同がヨミに関わる異同として挙げられる。

このように、通用字なり異体字がヨミに関わつてくる場合を、いくつか指摘できるが、逆に言えば、これらのヨミの混乱や本文の異同は、ある書写の段階では、それらが通用すると認められていたということになろう。そしてそれは、ある段階での読み手にい難い面がある。

は通じなかつたということである。前稿でもふれたが、こういった通用・異体の意識は、現代のわれわれの感覚とは同じでないよう、に、書写される人や時によつて一様ではない。本文が変化してゆく要因の一つとして、このような通用するあるいは同じ字とみなす意識の多様性を考えることができよう。

前節に述べたように、通用か異体かの違いは同字か別字かの判断にあるわけだが、このように整理して古写本間の文字の異同を見ると、比較的自由な文字の書き換えは、通用も含めわれわれの感覚以上に同じと見る範囲の広かつたことが窺われる。これらの本文の異同は、決して誤写なのではなく、どちらに書いても同じと判断された結果と考えるべきではないか。その意味でも、それとのテキストにおける通用の見極めは、それを読む上で重要な要素となるのである。

六

以上、現行の活字テキストの校訂注記から、異文・通用に関する整理とその問題点について考えてきた。ここまで述べてきて、われわれには文字は読めるかという最初の問い合わせが見付かつたわけではない。やはり、依然として文字は確実に読めるとは言

万葉集という資料 자체、わが国の文学作品、あるいは漢字で書かれた資料としては、特殊な面があるし、従つてその研究史にも特殊性が認められる。その点は考慮するとしても、やはりなおかつ、万葉集の本文批判の前に立ちはだかる問題は大きい。

小島憲之⁽¹⁹⁾、井手至両氏による本文批判の方法およびそこに示された換字の例は、そのまま古写本間の通用の範囲を示していよう。それらは明らかに、その時点の書写者によって、交換可能な通用字もしくは異体字と見なされたのである。

西本願寺本という一つのテキストを考えた場合、これらの異体字や通用字は、これらでもつて一つのテキストを構成しているのであり、他の諸本との異同は参考として必要ではあるが、「古いと思われる字面」に校訂を施すことは是非、その長所短所は、もう一度問い合わせてもよいのではないか。最近、古典の多くの分野で、一つのテキストによるヨミが（ヨミの意味が違うかもしれないが）問われているが、万葉集にあつてもそのことは考えられてよい。

西本願寺本はそれ自体一つの校本であるが、そこに示された異本注記の解釈も一つの問題となる。例えば、「倭文（シヅ）」に対して卷三・四三一では「文イ」、卷四・六七二では「父イ」とある。確かに本文の「かたち」が微妙に異なるように見えるが、

それは「文—父」が筆の運びによることを否定するものではなかろう。「文イ」とあるから本文は「父」であり、「父イ」とあるから本文は「文」であるとはならないはずである。また、「歌—謡」をまことに訂正しているが、これも両者が全く別字であると認識されていたと言ふことではあるまい。「菖蒲」の「蒲—補」の異本注記も同様である。これらの意識についてはなお原本に付いて考えるべきであり、これも今後の課題である。これらの注記や訂正まで脚注に示す桜楓社版の方針は、活字テキストを提供することの意味から言うと塙書房版の方針に譲る所があろうが、一つのテキストを考える上では評価できる面もあるう。⁽²⁰⁾

校訂のあり方は基本的には文字認識のあり方に左右される。そしてそれは一つ一つのテキストの吟味から出発する。⁽²¹⁾ 従つて、今後も一つ一つのテキストの厳密な調査・検討がなくてはならない。しかし、それぞれの吟味の積み重ねだけでは、文字意識の姿は見えてこないのでないか。あえて全体的な見通しを考えたゆえんである。一つのテキストの論理だけでなく、そのテキストを取り巻く環境に則した文字意識を、時代の流れの中で位置付けることが、文字史だけでなく校訂という作業にも必要なのではないか。文字を読むための研究はまだ緒に就いたばかりである。

注

一九七七・三)

(1) 佐竹昭広・木下正俊・小島憲之共著『万葉集 本文篇』

(塙書房、一九六三・六、いま第十二刷一九七四・二を使用)

鶴久・森山隆編『万葉集』(桜楓社、一九七二・四、いま重版一九八四・一を使用)

(2) かめいたかし「古事記はよめるか」(『古事記大成 言語文字篇』(平凡社、一九五七・十二)のち「日本語のすがたとこころ(二)」(吉川弘文館、一九七五・十)所収)

(3) 池上楨造「万葉集はなぜ訓めるか」(万葉第4号、一九五一・七)

かめいたかし「万葉集はよめるか」(美夫君志第7号、一九六四・六)

(4) 日常の書記と改まつた場面での書記とでは文字に対する態度は異なるであろうし、テキストにどのような態度で臨むかによつても文字の「かたち」の判断の基準は異なるはずである。

(5) 樺島忠夫「集合としての文字」(語文第32号、一九四・九)、「文字体系の構造」(計量国語学75、一九七五・十一)、「文字の体系と構造」(岩波講座日本語8 文字)、

(6) 注5樺島氏論文

杉本つとむ「異体字とは何か」(桜楓社、一九七八・十二)

(7) 徐仲華「談写別字」(中国語文一九六五年第五期)
以下、中国の文献については、

なお、本稿では、前稿と同様「かたち」の語を、字体・字形を厳密には区別しない意味で使用する。

(8) 陸宗達・王寧「訓詁方法論」(中国社会科学出版社、一九八三・十二)

全広鎮「兩周金文通假字研究」(台灣学生書局、一九八九・十)

に付された文献目録によるところが大きい。

(9) 余心樂「論通用字」(江西師院學報 哲學社會科學版、一九八二・四)

(10) 劉又辛「談談假借字、異体字、古今字和本字」(西南師範学院学報、一九八四年第二期)

この他、通仮字に関して、

大川俊隆・高橋庸一郎・福田哲之「雲夢睡虎地秦簡通假字索引」(朋友書店、一九九〇・九)

の解説(大川氏担当)が参考になる。その中に触れられた、王闔士「儀礼漢簡本考証」(台灣省立師範大學国文研究集刊第11号上冊、一九六七・六)

の異文の分類(①形符の増省又は有無 ②形符の異文 ③形符の異位 ④異体 ⑤正俗 ⑥音が同じか近い ⑦音は異なるも形が近い ⑧書異 ⑨筆誤 ⑩諱字 ⑪義通 ⑫隸混)は、個別の作品に依っているも検討すべきものであるが、今は別の機会に譲る。

(11) 桜楓社版に示されたこれらの異同は、筆の運びによる「かたち」の違いであり、筆者は別字とは判断しなかったと思われる。その際、西本願寺本に見える③四三一などの傍書の解釈が問題となろう。ただしこれは、文字の「かたち」の確認と解釈することも出来よう。

(12) 注6参照。一九九一年度国語学会春季大会(於甲南女子大学)での佐藤栄作氏の口頭発表とその質疑は、やはり

文字の異同あるいは通用

「字体」についての共通理解が得られていないことを痛感させた。

(13) 小島憲之「万葉集古写本に於ける校合書き入れ考」(國語国文第11巻5号、一九四二・五)、「万葉集原典批評—私考」(國語国文第13巻3号、一九四四・三)

井手至「類聚古集の換字をめぐって」(澤瀉博士喜寿記念万葉学論叢、一九六六・七)、「古写本の換字」(万葉集研究第6集、一九七七・七)

(14) 例えば、潮—湖、粳—糠、揩—摺など。

揩と摺の異同については、

橋本雅之「万葉集写本の文字—揩と摺—」(吉井巌先生古稀記念論集 日本書の眺望、一九九一・五)に史的考察がある。

(15) 注13参照。

その他、万葉集の本文再建については、

佐竹昭広「万葉集本文批判の一方法」(万葉集第4号、一九五二・七)のち「万葉集抜書」(岩波書店、一九八〇・五)所収

木下正俊「万葉集写本の意改」(文学第48巻2号、一九八〇・二)、「万葉集古写本の本文改変」(関西大学国文学第

67号、一九九〇・十一）

などが、注目される。

（16）北川和秀「万葉集諸本における字音仮名「豆」「氐」に

ついて」（一九九〇年度万葉学会全国大会研究発表）は、その可能性を示したものとして注目される。

（17）韓耀隆「中国文字義符通用釈例」（文史哲出版社、一九八七・二）

（21）山田忠雄「認識論的・文字論—誤記・誤植と通字のあひだ」（国文学放第72・73合併号、一九七六・十二）は、文字の「かたち」の認識について、テキストの吟味の重要性を説く。

（いぬい よしひこ・帝塚山学院大学専任講師）

（18）注14参考
（19）注13参考。

（20）この点で、「新編国歌大観」に収められた万葉集は、訓も含めて底本である西本願寺本を忠実に翻刻するように努めており注目される。